

提案地方公共団体 提出資料

通番	ヒアリング事項	資料提出団体	ページ
11	医療的ケア児に対する保育士の対応可能範囲の拡大	福井市	1～8
41	公立大学法人の財産処分に係る定款変更における議会議決等の見直し	九州地方知事会 (福岡県)	9～13
25	森林所有者等に関する固定資産税情報の利用可能な範囲の拡大	福井市	14～23
		高知県	24～39
45	不動産取得税の課税に関し登記情報が電子データで都道府県に提供される仕組みの構築	埼玉県	40～45
		千葉県	46～53
19	所有者不明空家に対する財産管理人選任申立権の地方公共団体への付与	指定都市市長会 (京都市)	54～60
34	地域の大学・短大が行える職業訓練の範囲を拡充するための委託要件の緩和	徳島県	61～66
20	未登記空家に係る不動産登記法上の表題部記載事項に相当する固定資産税情報の内部利用を可能とする見直し	羽島市	67～73
21	特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いの明確化	熊本市、 指定都市市長会	74～84
36	公営住宅の明け渡し請求後に生じる損害賠償金の徴収・収納事務を私人へ委託可能とする見直し	奈良県	85～89
40	試験研究を行う地方独立行政法人の業務の範囲に出資等を加える見直し	神奈川県	90～93
33	放置自転車等の撤去及び保管費の徴収・収納事務の私人委託	京都市	94～100
39	審査請求を全部認容する場合における地方自治法に基づく議会への諮問手続の廃止	下関市	101～109
31	普通地方公共団体の支出方法に災害時の立替払を加える見直し	茅ヶ崎市	110～121
30	災害に係る住家の被害認定基準運用指針における混構造住家の判定方法の明確化	苫小牧市	122～129

令和元年 地方分権改革に関する提案募集

医療的ケア児に対する保育士の 対応可能範囲の拡大



令和元年7月12日
福井県福井市

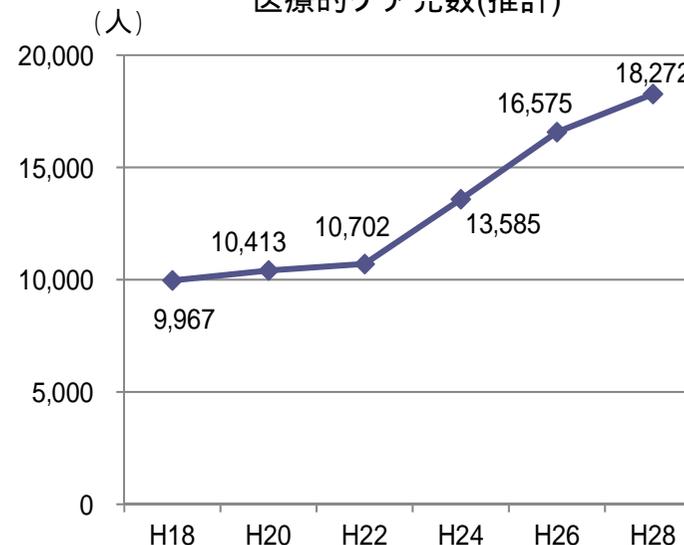
医療的ケア児について

医療的ケア児とは

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、喀痰吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児のこと

医療技術の進歩等を背景として、日常的な医療的ケアと医療機器が必要な医療的ケア児が増加

医療的ケア児数(推計)



・出生数の減少にも関わらず、平成28年度には10年前と比較して約2倍の約1.8万人になったと推計

平成28年児童福祉法等改正

趣旨

障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う

概要

医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする

児童福祉法(抄)

第五十六条の六第二項 地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

医療的ケアについて

医療的ケアの範囲

経管栄養
 喀痰吸引
 酸素管理
 導尿
 血糖測定、インスリン注射
 …

都道府県知事が行う
 研修を修了し、認定証
 の交付を受けること
 により保育士ができる行
 為（特定行為）は、喀
 痰吸引と経管栄養に限
 定されている。

社会福祉士及び介護福祉士法(抄)

(定義)

第二条第二項 心身の状況に応じた介護(喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの(厚生労働省令で定めるものに限る。))を含む。)を行い、…

(認定特定行為業務従事者に係る特例)

附則第三条第一項 次条第一項の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者は、診療の補助として、医師の指示の下に、特定行為(喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じて厚生労働省令で定める行為をいう。)を行う…

附則第四条第一項 認定特定行為業務従事者認定証は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が交付する。

第二項 認定特定行為業務従事者認定証は、介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者となるのに必要な知識及び技能を修得させるため、都道府県知事等が行う研修の課程を修了したと都道府県知事が認定した…

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(抄)

(医師の指示の下に行われる行為)

第一条第一項 社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項の厚生労働省令で定める医師の指示の下に行われる行為は、次のとおりとする。

- 一 口腔内の喀痰吸引
- 二 鼻腔内の喀痰吸引
- 三 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- 四 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- 五 経鼻経管栄養

(認定特定行為業務従事者に係る特例)

附則第四条第一項 法附則第三条第一項に規定する特定行為は、次の表の上欄に掲げる喀痰吸引等研修(法附則第四条第二項に規定する喀痰吸引等研修をいう。)の課程に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるものとする。

酸素管理について

小児在宅医療患者生活ニーズ調査の結果(重複あり)

医療的ケア内容		人数	割合(408人中)
気管切開 + 人工呼吸器		71	17%
マスクによる人工呼吸		19	5%
気管切開のみ		54	13%
在宅酸素療法	呼吸器併用	53	13%
	呼吸器なし	124	30%
気管内・口腔内吸引		227	56%
経管栄養		261	64%
その他		177	

出典：埼玉県・埼玉医科大学総合医療センター
「平成28年度 埼玉県の在宅医療を必要とする小児及び家族の生活状況とニーズに関するアンケート調査」

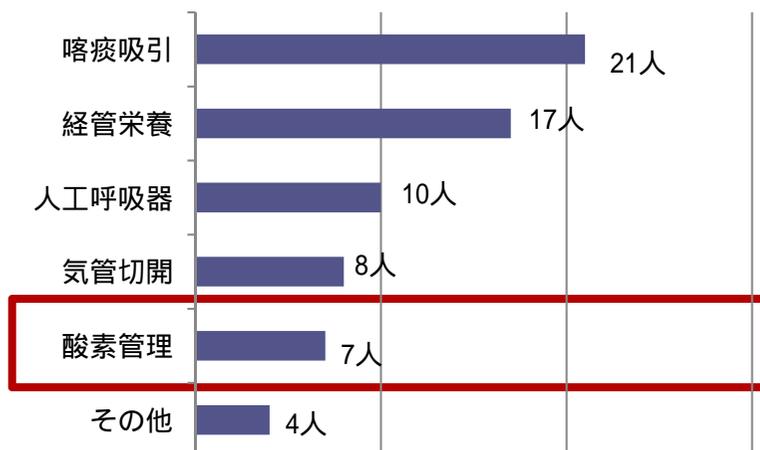


酸素管理の内容とその専門性の程度

専門性の程度	酸素管理の内容	看護師の対応可否
低 ↑ ↓ 高	<ul style="list-style-type: none"> 在宅酸素療法時の指導・見守り <ul style="list-style-type: none"> 酸素機器の操作 カニューレの取扱い 火気に対する注意義務 	
	<ul style="list-style-type: none"> 状態観察(体温・酸素飽和度測定) 	
	<ul style="list-style-type: none"> カニューレ管理(交換・流出確認) 	
	<ul style="list-style-type: none"> 酸素の吸入流量の変更 (医師の指示に基づくものに限る) 	
	<ul style="list-style-type: none"> 酸素ポンベの交換 	
	<ul style="list-style-type: none"> 呼吸法の指導 	
	<ul style="list-style-type: none"> 急性増悪症状など緊急時の対応 	
	<ul style="list-style-type: none"> 必要な酸素流量の決定 	×

福井市の現状

在宅実施の医療的ケア(18歳未満・重複あり)



保育所・認定こども園における受入れに関する相談件数

		H25	H26	H27	H28	H29	H30
経管栄養	胃ろう				1(1)		
	経鼻チューブ					2(1)	1(0)
喀痰吸引		1(0)	1(1)				
酸素管理		1(0)				1(0)	1(0)
導尿						1(0)	1(0)
合計		2(0)	1(1)		1(1)	4(1)	3(0)

・括弧内の数値は受入れを認めた事案

医療的ケア児の受入れに関する考え方

受入れ対象

医師の判断に基づき、集団保育が可能であると認めた児

受入れ内容

原則として喀痰吸引及び経管栄養
その他個別の状況を鑑み市長が認めた医療的ケア

受入れ体制

原則、看護師を雇用

- ・H29年度は1名募集したが、応募なし
 - ・H30年度は2名募集し、非常勤看護師1名を採用
 - ・R1年度は2名募集し、非常勤看護師1名を採用
- 交代人員の確保及び拠点地機能の拡充のため、2名以上が望ましい

課題

相談件数の増加に伴い、H29年度に初めて非常勤看護師の予算を計上したが、人材不足や予算の関係上、必要数の確保が困難

事例 1

対象者	Cちゃん（4歳・女児）
疾病	・無脾症候群 ・単心室症による高度チアノーゼ
医療処置	・酸素飽和度72～82%で維持 ・在宅では酸素を吸入
現在の状況	・医師からは、心機能は低いですが症状は安定しているため集団生活は可能とされているが、感染症に対する注意と活動制限の指示あり ・常にチアノーゼがあるため、保育者は常時児の状態に配慮しながら保育を実施
体制	・園児11名のクラスに対し保育士1名＋非常勤保育士1名（4時間）を配置
特記事項	集団保育への強い希望がある ため、緊急時に保護者がすぐに対応できることを条件に入園を認めている。 しかし、酸素管理の体制が園では整っていないため、常時実施することが望ましい在宅酸素療法が登園時は実施されていない。 本児は本来であれば、2歳までに2回の手術を要するケースである。 医師とともに手術の必要性を伝えているが、保護者は手術のリスクやデメリット（低酸素状態の改善のための手術であり根本的な治療にはならない）を勧告し、手術しないという選択をしている。
保育士が対応できると	・酸素管理についても、保育士が対応することが可能となることにより、保育所等にいる間も含めて常時、在宅酸素療法が実施できるようになる

無脾症候群

遺伝子異常による脾臓の欠乏

無脾症の場合、それに伴う合併症、心疾患によるチアノーゼや、腸閉塞、免疫系の異常による易感染が症状として現れる。

事例 2

対象者	Dちゃん（4歳・女兒）
疾病	・心室中隔欠損症 ¹ ・動脈管開存症 ² ・肺高血圧症 ³
医療処置	・在宅酸素利用　鼻カニューレ(1L/分)で対応　・酸素利用時は酸素飽和度95～96%で維持
現在の状況	・在宅では酸素濃縮装置、移動時は酸素ポンベを利用
体制	特になし
特記事項	2019年度からの入園を保育園及び市に相談したが、 酸素管理が園ではできないため退園となった。 一緒に過ごした友だちと離れることをさみしがったため、一時預かりを利用し月に数回登園している。 在宅酸素療法が必要であるため毎回母が同行し、短時間の利用しかできない状況である。
保育士が対応できると	<ul style="list-style-type: none"> ・酸素管理についても、保育士が対応することが可能となることにより、一時預かりという形ではなく、正式に保育所等に入園することができる可能性が高まる ・正式に入園できるようになることにより、保護者の付き添いが必要なくなり、保護者の身体的・精神的な負担が軽減される

1 心室中隔欠損

心臓の右心房右心室と左心房左心室の間を隔てる壁に穴が開いている状態
先天性心疾患は約1%の割合で起こるが、心室中隔欠損はその約2割を占めている。

2 大動脈管開存

動脈管とは、肺動脈から大動脈の抜け穴になっている血管であり、生まれてから肺呼吸を始めると生後2～3週間で完全に閉じるが、この動脈管が閉じずに残っている。

3 肺高血圧症

上記2つの疾患に伴い肺動脈の血流が多くなり、肺高血圧症となる。
肺高血圧症になると、心臓と肺の両方に負荷が余計にかかり、全身に回る酸素の量が不足し、チアノーゼや易疲労感、呼吸困難等を起こす。

福井市からの提案

提案内容

保育士の対応が可能な医療的ケアに酸素管理を加える

先ほど示したように、酸素管理といってもその内容は高度な専門的知識及び技能が要求されるものからそれ程でもないものまで様々であるため、その程度に応じて適切な研修を受講し、修了することにより、保育士でも対応可能とする

医療的ケアの範囲

経管栄養

喀痰吸引

酸素管理

導尿

血糖測定、インスリン注射

⋮

制度改正による効果

看護師の確保が困難である中、看護師を雇用しなくても、医療的ケア児の受入体制が強化できる

従来は相談の段階で断っていた、在宅酸素療法が必要な児についても受入れの可能性が高まり、より幅広い受入れ体制を構築することができる

近年、医療的ケア児の保護者から、要望が強まってきている「児童の社会性の発達に資する集団保育」を経験する機会が増す



不要財産納付時の公立大学法人に係る 定款変更について、各省庁の認可等の廃止

9

福岡県



不要財産の納付について

- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第3次一括法)(平成25年法律第44号)」により、平成26年4月1日に地方独立行政法人法が改正され、地方公共団体からの出資等に係る重要な財産が不要となった場合には、当該地方公共団体に納付しなければならないとされた。
- それまでは、地方独立行政法人の資本金の減少に関する手続きが設けられておらず、法人の業務運営上不要となった出資財産を地方公共団体に返納することができなかった。
当該改正により、財産の適切な処分や納付を受けた地方公共団体による財産の有効活用が可能となった。

地方独立行政法人法

第42条の2 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体(次項から第四項までにおいて「出資等団体」という。)に納付するものとする。

5 設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

定款の変更について

- 「地方独立行政法人法」により、法人の名称、事務所の所在地、資本金、出資及び財産に関する事項等を定款において規定しなければならないとされている。
- 定款を変更する場合は、設立団体の議会の議決を経て、総務大臣(公立大学法人の場合は総務大臣及び文部科学大臣)の認可が必要であり、議決及び認可が不要となる例外規定が設けられているが、適用範囲は限定的。

→

地方独立行政法人法(第8条第2項)

定款の変更は、設立団体の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

地方独立行政法人法施行令(第2条)

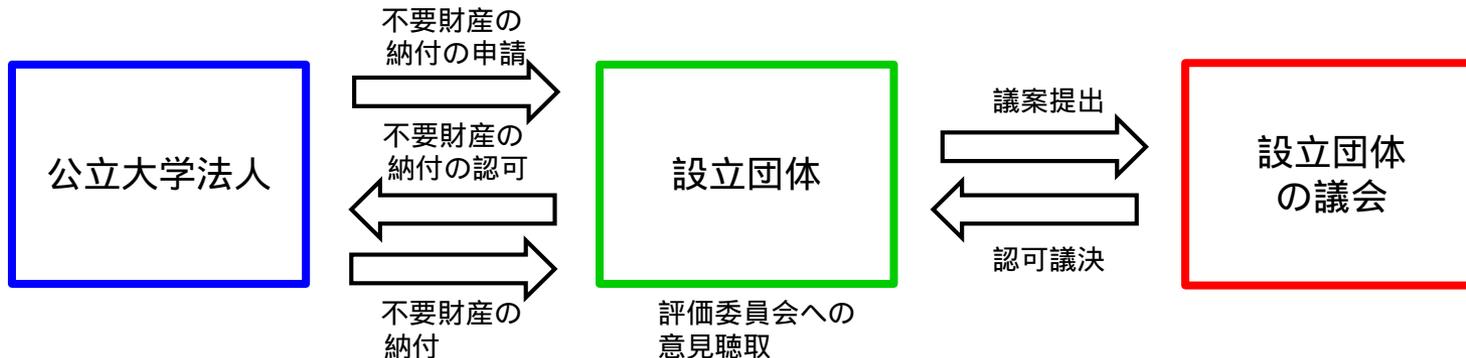
- 1 従たる事務所の所在地の変更
- 2 設立団体である地方公共団体の名称の変更
- 3 告示において総務大臣の指定する事項

総務省告示(平成25年総務省告示第395号)

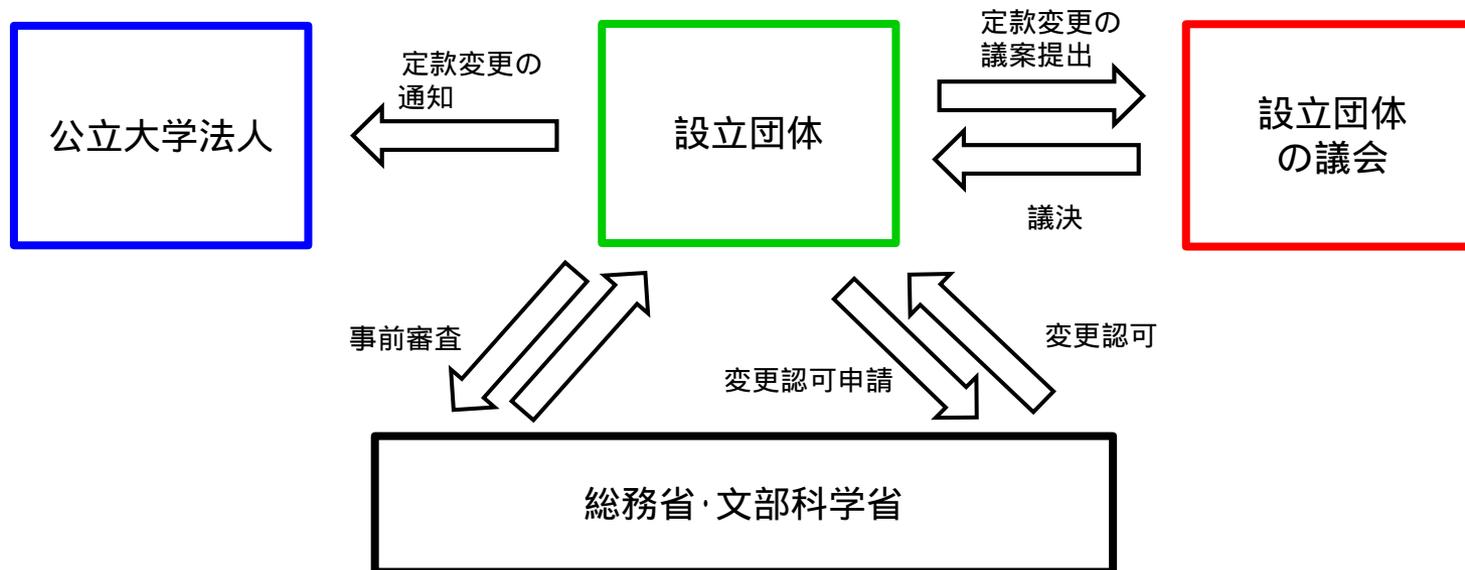
- 1 主たる事務所の所在地の名称の変更
- 2 公共的な施設の設置及び管理を行う地方独立行政法人における当該公共的な施設の所在地の名称の変更
- 3 資産の所在地の名称の変更

不要財産納付に係る手続きの流れ

STEP1 不要財産の納付



STEP2 不要財産納付時の定款変更



12

支障事例

- 不要財産の納付については、納付時(設立団体による納付の認可)と納付後(不要財産納付に係る定款変更)の2回に亘り、同一事案での議会の議決が必要になっている。
- 不要財産の納付制度が、地域の自主性、自立性を高めるための改革に伴って導入され、設立団体の認可により納付が可能となっている一方で、納付後の定款変更については、各省庁の認可を受けなければその効力を生じないとされており、その煩雑さが設立団体の負担となっている。

提案内容

- 例外規定の適用範囲の拡大や省庁の認可を設立団体からの届出に変更することなどにより、不要財産の納付などを事由とする公立大学法人の定款変更については、議会の議決並びに総務大臣及び文部科学大臣の認可を不要とすること。

期待される効果

- 設立団体の事務負担軽減
- 公立大学法人における事務処理の迅速化(不要財産納付から定款変更までの期間短縮)